〇上越教育大学入学試験委員会入学者選抜方法研究専門部会細則

(平成16年4月27日細則第29号)

最終改正 平成25年3月22日細則第8号

(趣旨)

- 第1条 この細則は、上越教育大学入学試験委員会規程(平成16年規程第17号)第10条第2項の規定に基づき、入学試験委員会(以下「委員会」という。)の専門部会として、入学者選抜方法研究専門部会(以下「専門部会」という。)に関し必要な事項を定める。 (所掌事項)
- 第2条 専門部会は、学部に係る次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 入学者選抜に関する追跡調査
 - (2) 入学者選抜方法の改善に関する調査研究
 - (3) その他入学者選抜方法に関し、入学試験委員会委員長が必要と認めた調査研究 (組織)
- 第3条 専門部会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。
 - (1) 入学試験委員会委員若干人
 - (2) 学長が指名した教授又は准教授 (講師及び助教を含む。) 若干人

(委員の委嘱及び任期)

- 第4条 前条第2号に掲げる委員は、学長が委嘱する。
- 2 前条に掲げる委員の任期は、委員として委嘱された日からその日の属する年度の末日 までとし、再任を妨げない。

(部会長等)

- 第5条 専門部会に部会長を置き,入学試験委員会委員長が委員のうちから指名する。
- 2 専門部会は、必要があると認めたときは、副部会長を置くことができる。

(会議の招集及び議長)

- 第6条 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。
- 2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した委員又は前条第2項により 副部会長を置くときは、当該副部会長がその職務を代行する。

(専門研究委員)

第7条 学長は、特定の専門的事項の調査研究を行うため、部会長の推薦により臨時に専門研究委員を指名することができる。

(結果の公表)

第8条 学長は、必要と認めたときは、第2条各号に掲げる調査研究等の結果を公表し、他の大学等の利用に供するものとする。

(事務の処理)

第9条 専門部会に関する事務は、入試課において処理する。

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

- 1 この細則は、平成16年4月27日から施行する。
- 2 この細則の施行後最初に委嘱する第3条第1号に規定する委員の任期は,第4条第2項の規定にかかわらず,平成17年3月31日までとし,再任を妨げない。

附 則 (平成19年細則第4号 (平成19年3月1日))

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年細則第2号 (平成20年3月21日))

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年細則第8号 (平成25年3月22日))

この細則は、平成25年4月1日から施行する。